

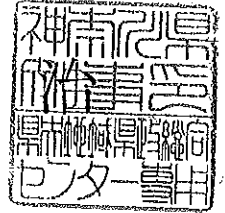
産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都大田区城南島四丁目5番10号

氏名 株式会社永野紙興
法人にあつては
名称及び代表者
の氏名 代表取締役 迎 康行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐

許可の年月日 平成 30年 11月 1日
(初回許可年月日 昭和 53年 3月 8日)
許可の有効年月日 平成 35年 10月 31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎、減容固化）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎に係るもの

廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）

イ 減容固化に係るもの

廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）

※ 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処分を行う場所及び中間処分に係る保管場所

綾瀬市吉岡東4丁目14番8号（365m²）

(2) 中間処理施設

ア 破碎施設

・設置年月日 平成11年12月24日
・処理能力 2.4 t/日（8時間）

イ 減容固化施設

・設置年月日 平成11年12月24日
・処理能力 1.6 t/日（8時間）

(3) 保管施設

・処理前物施設 保管面積 72.3m² 最大保管量 228.6m³
・処理後物施設 保管面積 8m² 最大保管量 16m³

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

平成30年11月 1日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

